

認可外保育施設利用料補助金に係る 保育の必要性の認定について

令和6年4月1日
三木市教育・保育課

1 保育の認定基準について

小学校入学前までの児童で、保護者（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する場合、保育の認定を受けることができます。

事由	内容	認定可能期間
① 就労等	（家庭外労働） 保護者が会社や店舗等、家庭外で仕事をしている （家庭内労働） 保護者が自営や内職、農業等、自宅で仕事をしている	就労期間内
② 妊娠・出産	保護者が出産の前後である	最長で出産予定月とその前後3カ月ずつ
③ 疾病・障がい	児童の保護者が病気、負傷、心身の障がい等がある	証明書等に記載されている通院および療養期間 ※期間の記載がない場合は、1～6カ月の間で判断します。
④ 介護・看護等	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している	入院・通院期間、介護が必要な期間
⑤ 災害復旧	火災や、風水害、地震などの災害があり、住居を失ったり、または破損したりし、その復旧にあっている	復旧完了まで
⑥ 求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っている	3カ月
⑦ 就学	保護者が就学（職業訓練を含む）している	就学期間内
⑧ 育児休業	育児休業開始前にすでに「就労」による保育認定を受けて施設に在籍している者で、継続して保育認定を希望する	勤務先が証明する育児休業期間
⑨ その他	家庭状況等により、市長が必要と認めた場合	必要な期間

・ 次の場合は、「保育の認定基準」にはなりません。ご注意ください。

◎近所に友達がいない ◎集団生活になれさせたい

◎弟や妹の育児や日常の家事で忙しい など

2 保育の認定基準について

保護者の状況に当てはまる分で必要な書類をご準備下さい。

なお、**65歳未満の、児童と同居の父母および祖父母(※)**について必要です。

※祖父母が別棟に住んでいても、同住所の場合は「同居」扱いになります。

事由		内容
就労等	会社員・パート等	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書（雇用主の証明を受けてください。） ※給与明細が必要な場合は、別途依頼します。
	自営業	<ul style="list-style-type: none"> ・自営証明書（自営主が記入してください。） ・直近の確定申告書の控の写し
	自営手伝い	<ul style="list-style-type: none"> ・自営証明書（自営主が記入してください。） ・直近の確定申告書の控の写し （自営主にご依頼ください。） ・自営手伝い申告書（本人が記入してください。）
	内職	<ul style="list-style-type: none"> ・内職証明書（内職紹介先の証明を受けてください。）
	農業（畜産業含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業証明書 ・事業主の直近の確定申告書の控の写し ※確定申告書の控の写しを提出できない場合は、地区の民生委員の証明を受けてください。
妊娠・出産（予定）		<ul style="list-style-type: none"> ・出産予定のお子様の母子手帳の写し （保護者名と分娩予定日が分かるページ）
疾病・障がい		<ul style="list-style-type: none"> ・看護・介護・疾病・障がい申告書 ・診断書、入院・通院等が分かる書類や障害者手帳の写し
介護・看護等		<ul style="list-style-type: none"> ・看護・介護・疾病・障がい申告書 ・介護認定証、障害者手帳の写し ・診断書、入院・通院等、介護・看護の必要性が分かる書類の写し
災害復旧		<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の写し
求職活動中・勤務予定		<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動・起業予定・勤務予定申告書
就学中または就学予定		<ul style="list-style-type: none"> ・就学状況申告書 ・在学証明書または学生証の写し ・カリキュラム、就学予定の分かる書類
その他		申立書等、聞き取りにより必要書類を依頼します。